

《重層的支援体制整備事業の概要》

社会福祉法 第106条の4第2項の各号	既存制度の対象事業等	備考（概要等）
① 相談支援	包括的相談支援事業	【高齢・介護】地域包括支援センター
		【障害】障害者相談支援事業
		【子ども・子育て】利用者支援・妊娠出産包括的支援事業
		【生活困窮】自立相談支援事業
	新 多機関協働事業	【全体】多機関協働事業所（市直営） 上記支援事業所と連携・調整
	新 アウトリーチ等を通じた継続的支援	【その他】訪問等により継続的につながり続ける機能
②参加支援 新 参加支援事業	【障害】就労支援B型事業 【全体】就労準備支援事業	制度の狭間の方に対し、アウトリーチを主とした継続的支援
③地域づくりに向けた支援	【高齢・介護】一般介護予防事業のうち、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等） 【高齢・介護】生活支援体制整備事業 【障害】地域活動支援センター事業 【子ども・子育て】地域子育て支援拠点事業 【生活困窮等】生活困窮者支援等の地域づくり事業	社会とのつながりを回復するため、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り、居住支援などを提供
		地域において誰もが、参加できる環境整備を進める。そのための地域における資源開発やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等により、取組のコーディネートを行う。